

あんしんサービスに該当しない場合は…？

- 契約するための判断能力が低下している人
- 病院に入院している人
- 日常生活費を超える高額な財産管理を希望する人
- 生活保護を利用している人など…

成年後見制度などのご利用をお勧めします。

成年後見制度に関しては、後見なんでも相談ダイヤル
03-3780-9408 までお問い合わせください。



利用希望者のご家族、関係機関の方々へ

ご家族や関係機関の方からあんしんサービスの相談をいただいた時に、「すぐにでも契約し、支援してほしい」というご希望が多くあります。

本事業は、あくまで利用者ご本人との契約によって、さまざまな支援を行う事業になります。そこで、以下の2点が大切な条件となります。

1点目は、ご本人の利用意思の確認です。関係者が本人のために本事業の利用が必要だと考えられても、ご本人自身が本事業の利用の必要性を感じていないため、利用を希望されないときには、残念ながらご契約できません。

2点目に、ご本人に本事業の契約締結能力が必要になります。ご家族や関係者の方との契約ではお手伝いできません。ご本人と契約できるかどうかの判断は、国から示されている「契約締結判定ガイドライン」に基づき、当社協の専門員が行います。判断が難しい場合には、社会福祉法人東京都社会福祉協

議会に設置されている契約締結審査会の審査になります。契約ができないと判断された場合には、成年後見制度など他制度の紹介をさせていただきます。

本事業を理解し、ご契約いただくために、当社協の専門員は少なくとも数回は、ご本人に直接お会いし、生活状況の確認・本事業でお手伝いできる内容の整理、ご本人の利用意思や契約締結能力の確認などを行うとともに、金融機関などとの調整も行います。そのため、ご相談から契約まで、早くて1~3ヶ月程度の期間がかかります。

また、これまで関わりのなかった専門員が自宅を訪問したり、通帳などをお預かりしたりすることにご本人が抵抗を感じられる場合も多くあります。面接などにご家族や関係機関の方が同席いただくなど、ご本人との信頼関係が円滑につくれるよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会 渋谷区成年後見支援センター

開設時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
(土、日、祝日、12月29日～1月3日をのぞく)

住所 〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所庁舎5階

電話 03-5457-0099

FAX 03-3477-2525

ホームページ <https://www.shibuyashakyo.or.jp/>

※あんしんサービスの利用料が免除になる場合もあります。詳しくはお問合せください。

あんしんサービスの しおり



高齢者および障がい者が、安心して地域で生活を継続できるように
ご本人との契約により提供しております。

3つのお手伝い

- 1 福祉サービスの利用援助
- 2 日常的な金銭管理サービス
- 3 書類等の預かりサービス

① を基本に、② 及び ③ を組み合わせてご利用いただけます。

あんしんサービスは

財産保全・管理サービス事業

地域福祉権利擁護事業

の2つから成り立っています。

社会福祉法人 渋谷区社会福祉協議会
渋谷区成年後見支援センター

電話 03-5457-0099



あんしん サービス

さいさん ほ ぜん かん り し ぎょう
財産保全・管理サービス事業

ち い き ふ く し け ん り ょ う こ し ぎ ょ う
地域福祉権利擁護事業

たいしやうしや
対象者

こうれい しんたいしやう なんびやうとう し えん ひつやう かた
高齢、身体障がい、難病等により支援が必要な方

たいしやうしや
対象者

にん ち しやうこうれいしや ちてきしやう しや せいしんしやう しや
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち
はんだんのうりよく じゆうぶん かた けいやくていけつうりよく かた たいしやう
判断能力が十分でない方 ※ 契約締結能力のある方が対象となります。

きほんサービス

1 福祉サービスの利用援助

ふくし サービスの利用に関する相談・情報提供、
てつづ 手続きや利用料の支払いの援助、郵便物の確認など

じ かん
1時間まで
1,000 円

ちやうか ぶん
超過30分ごと
500円加算

こんな時

- 役所からの手紙で、わからないものがいろいろあり、こまっている。
- 福祉のサービスを使いたいけど、どうすればいいかわからない。



オプションサービス

2 日常的金銭管理サービス

預貯金等の払戻し(10万円を限度とします)・
預け入れ、公共料金や家賃等の支払い援助など

ねんかん
年間
6,000 円
(1ヶ月500円)

こんな時

- 銀行での払戻しや預け入れなどの手続きが大変になってきた。
- 公共料金や家賃の支払いを忘れることがある。



3 書類等の預かりサービス

大切な書類などのお預かり

【お預かりできるもの】

- 預貯金通帳
- 実印・届出印
- 書類(不動産の権利証、年金証書、保険証書など)

- 大切な書類の保管が心配。

【お預かりできないもの】

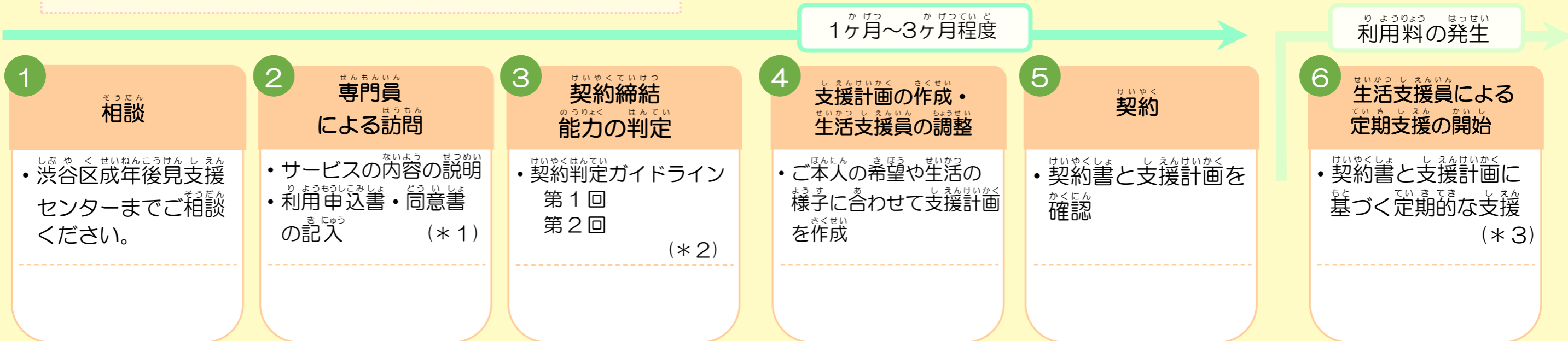
- 頻繁な出し入れがあるもの
- 期日管理が必要な書類
- 自宅や貸金庫の鍵
- 現金・宝石・骨董品など



お手伝いを担当する職員は、当社会福祉協議会と雇用契約をしている『生活支援員』です。生活支援員は地域の方々にご協力頂いております。

①を基本に、②・③のサービスをご利用いただけます。(②と③だけでの利用はできません)

利用の流れ



*1 あんしんサービスは、「福祉サービス」になりますので、関係機関との連携・相談・情報交換などの必要性が生じてくることをご理解ください。なお、法律を遵守し、個人情報の保護に努めます。

*2 契約の締結能力を判定するために所定のガイドラインに基づく質問をします。
*3 支援計画の変更が必要な場合は、専門員が随時見直しをします。